

市民と市議会には次のような関係があります。
市民と市議会は意外と身近なのです。

市民は市議会に〇〇ができます。

●「請願・陳情」ができます。

市の仕事に対する意見や要望を文書で直接議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。担当する委員会で審査された後、本会議で採択するかどうかを決定します。採択された場合は、要望の実現に努力するよう市長に求めます。



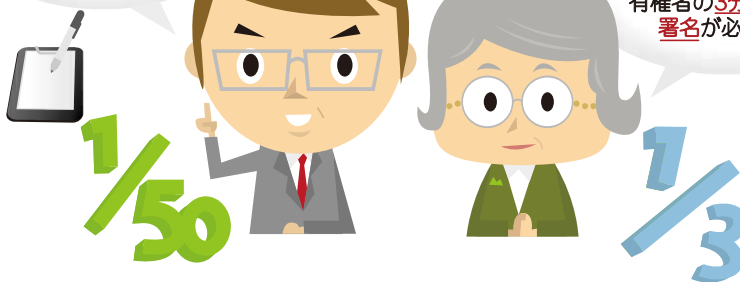
●「直接請求」ができます。

市民は自ら選んだ議員や市長などの仕事に異議がある場合、有権者の一定数の署名を集めることで、次のようなことを請求できます。

- 条例の制定や改正、廃止の請求
- 議会の解散の請求
- 議員や市長などの解職の請求

条例の制定・改廃の請求には、有権者の50分の1以上の署名が必要です。

議会の解散の請求、議員や市長などの解職の請求には、有権者の3分の1以上の署名が必要です。



●「傍聴」ができます。

本会議と委員会を傍聴することができます。本会議の傍聴席は市役所本庁舎18階に、委員会会議室は16階と18階にあります。なお、傍聴するときに手話通訳者を配置することができますので、傍聴する日の1週間前までに議会事務局へお申し込みください。

電話 011-211-3162

また、本会議の傍聴席には、耳の不自由な方に配慮し、議会での議論を直接イヤホンで聞くことができる席(4席)や、補聴器を使用している方が聞こえやすくなる席(フラットループシステム)もあります。

会議の日程はホームページに掲載されています。

本会議、予算・決算特別委員会、調査特別委員会をインターネット配信(生中継・録画配信)で見ることができます。



過去の会議の内容を調べることもできます。

◎詳しくは裏表紙をご覧ください。